

京都市認知症サポーター等養成事業実施要綱

(事業目的)

第1条 本事業は、介護保険法第115条の45第3項第3号に規定される「認知症サポーター等養成事業」として、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域・学校等（以下「地域等」という。）において認知症の本人・家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の本人・家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は京都市とする。ただし、本事業の遂行に当たり事業目的を十分に理解し適切な事業運営ができると認められる法人等（以下「受託法人」という。）に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講者で、認知症に対する正しい知識や接し方を学び、地域で認知症の本人やその家族に対してできる範囲で手助けをする者

(2) キャラバン・メイト

次のアからオのいずれかに該当する者のうち、キャラバン・メイト養成研修の受講者で、本市と協働し、地域等において、認知症サポーターの養成や認知症に対する理解の普及啓発に携わり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する者

ア 認知症介護指導者養成研修修了者

イ 認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実務者研修専門課程修了者

ウ 京都市介護相談員派遣事業実施要綱に定める介護相談員

エ 公益社団法人認知症の人と家族の会会員

オ その他、認知症に関する基本的な知識や介護経験があり、アからエに準じて市長が適当と認められた者

(3) 認知症サポーターステップアップ講座（以下「ステップアップ講座」という。）

本市が実施する「認知症サポーター活動促進事業」（以下「活動促進事業」という。）に基づく活動を希望する認知症サポーターが、認知症の本人・家族への具体的な支援に携わるための知識を習得することを目的とした講座

(事務局の設置)

第4条 この事業の実施に当たり、受託法人は、認知症サポーター等養成事業事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとする。

2 事務局は、認知症サポーター、キャラバン・メイト、地域住民・団体及び全国キャラバン・メイト連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と十分に連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

(事業内容)

第5条 事務局は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 本事業の周知・啓発
- (2) 認知症サポーター養成講座の企画・実施
- (3) キャラバン・メイト養成研修の企画・実施
- (4) キャラバン・メイトの登録・派遣調整・活動支援
- (5) ステップアップ講座の実施
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) その他本事業に関する業務

(秘密の保持)

第6条 受託法人及びこの事業に関わる者は、事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

(認知症サポーター養成講座)

第7条 認知症サポーター養成講座は、地域住民、子ども・学生、広域の団体・企業等の従事者等を広く対象として開催するものとする。

2 認知症サポーター養成講座の受講を希望する団体等は、受講希望日の概ね1箇月半前までに、事務局が指定する認知症サポーター養成講座申込書（以下「申込書」という。）を事務局に提出するものとし、申込書の提出を受けた事務局は、講師となるキャラバン・メイトを調整し派遣する。

3 認知症サポーター養成講座の内容は、国の「認知症サポーター等養成事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定める認知症サポーター養成講座カリキュラムを参考に、キャラバン・メイトが受講者に合わせて構成する。また、原則として連絡協議会が作成する標準教材を用い、講座の標準時間は原則90分とする。

4 キャラバン・メイトは認知症サポーター養成講座の修了後、事務局が指定する認知症サポーター養成講座実施報告書を事務局に提出する。

5 事務局は認知症サポーター養成講座修了者に対し、キャラバン・メイトを通じ、認知症サポーターの証となる「認知症サポーターカード」を交付する。

6 事務局は、連絡協議会に認知症サポーター養成講座の受講者数を報告しなければならない。

(キャラバン・メイト養成研修)

第8条 キャラバン・メイト養成研修は、認知症に関する正しい知識、対応法及び前条の認知症サポーター養成講座の運営方法等を学ぶ内容とし、カリキュラムは、国要綱に定めるものと同様以上とする。

2 キャラバン・メイト養成研修は、連絡協議会と連携して実施する。

3 キャラバン・メイト養成研修の受講を希望する者は、事務局が別途定める募集要項に基づき、事務局に申し込むものとする。

4 事務局は、連絡協議会にキャラバン・メイト養成研修の受講者等、連絡協議会の定める項目について報告しなければならない。

(ステップアップ講座)

第9条 事務局は、本市が実施する活動促進事業において企画するステップアップ講座を実施する。

2 ステップアップ講座の対象者は、認知症サポーター養成講座修了者でかつ、活動促進事業に基づく活動を希望する者とする。

3 ステップアップ講座の実施にあたっては、活動促進事業における認知症サポーター活動促進コーディネーターと緊密に連携を図ることとする。

(報告)

第10条 受託法人は、次の各号に掲げる事項について実績報告等を行うものとし、特段本市からの指示がないものは任意様式とする

- (1) 認知症サポーター養成者数
- (2) キャラバン・メイト養成者数
- (3) ステップアップ講座受講者数
- (4) 本事業における収支決算書
- (5) その他本市が指示する書類等

(経理等)

第11条 受託法人は、事業に係る収支を明らかにするとともに、事業の実施状況を適正に記録した書類を整備し、常時本市の求めに応じて閲覧できるようにしておかなければならない。

(再委託等の禁止)

第12条 受託法人は本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。